

# 四万十市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して～

平成31年度～平成35年度  
(2019年度～2023年度)

平成31年3月

四 万 十 市

## はじめに

我が国の年間自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年から平成 29 年まで 6 年連続で 3 万人を下回りました。この間、平成 18 年には自殺対策基本法が制定され、国を挙げての取組により、自殺者数は減少傾向にあります。依然として 2 万人を超え、現況においても非常事態は続いています。

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、都道府県と市町村に「生きることの包括的な支援」を基本理念とした自殺対策計画の策定が義務づけられました。自殺は、その多くが「防ぐことができる社会的な問題」であり、健康や家族の問題をはじめ様々な要因が重なり起こる「追い込まれた末の死」であると言われています。自殺が個人的な問題としてだけでなく、その背景に社会的な要因があることを踏まえ、地域の実情に応じた相談・支援体制を構築することが求められています。

このことから、本市では、平成 29 年に見直された国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策に関連する取組を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「四万十市自殺対策計画」を策定しました。

この計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して」を基本理念とし、具体的な基本施策への取組を掲げています。今後はこの計画に基づき、様々な分野の機関や団体と連携を図りながら、市民一人ひとりが自殺対策の主役となり、誰もが自殺に追い込まれることがなく、互いの命を大切に、安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見、ご提案を賜りました四万十市自殺対策連絡会の構成員の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

四万十市長 中平 正宏

## 目 次

第 1 章	計画策定にあたって . . . . .	P 1
	1. 計画策定の主旨	
	2. 計画の位置づけ	
	3. 計画の期間	
	4. 計画の数値目標	
第 2 章	四万十市における現状と課題 . . . . .	P 3
	1. 四万十市の概況	
	(1) 人口・年齢構造	
	(2) 自殺者数の推移	
	(3) 四万十市における自殺の特徴	
	(4) 市民の心の健康に関する状況	
	2. これまでの取組と課題	
	(1) 研修会・啓発活動	
	(2) 「心の健康」に関する相談体制	
第 3 章	自殺対策の共通認識 . . . . .	P10
	1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である	
	2. 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的問題である	
	3. 自殺対策とは、生きることの包括的な支援	
	4. まずはつながるきっかけ作りから	
第 4 章	施策 . . . . .	P12
	1. 自殺対策における <u>基本理念</u>	
	2. 自殺予防のための取組	
	(1) こころの健康づくりと自殺予防に関する普及啓発活動	
	(2) ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上	
	(3) 関係機関の連携強化	
第 5 章	計画の推進体制 . . . . .	P15
	1. 庁内における推進体制	
	2. 関係機関・団体等との連携	
巻末資料	四万十市自殺対策連絡会設置要綱 . . . . .	P16

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の主旨

我が国において、自殺は「個人の問題」と認識される傾向が根強くありました。しかし、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、自殺を「社会の問題」として認め、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

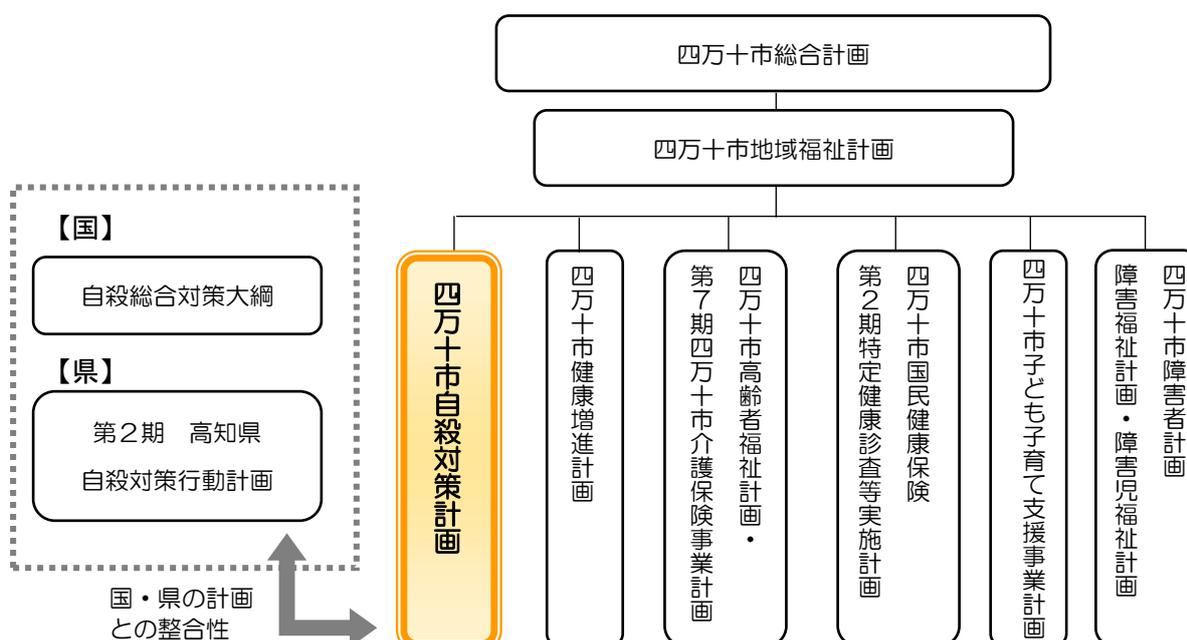
平成28年には、自殺対策基本法を一部改正し、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域の状況に応じた更なる取組が求められています。

このため、四万十市においても、自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない四万十市」の実現を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定するものです。

また、「第2期高知県自殺対策行動計画」や「四万十市総合計画」「四万十市地域福祉計画」「四万十市障害者計画」等の関連計画との整合を図ります。



### 3. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の期間は平成31年度から平成35年度（2019年度から2023年度）までの5年間とします。

計画	H31	H32	H33	H34	H35
	2019	2020	2021	2022	2023
【国】 自殺総合対策大綱	評価				
【県】 第2期高知県 自殺対策行動計画	評価				評価
【市】 四万十市自殺 対策計画					評価

### 4. 計画の数値目標

国は平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38年（2026年）までに自殺死亡率（人口10万対）を平成27年と比べて30%以上減少させ13.0以下とすることを目標として定めました。

また、高知県は、平成29年3月に策定した「第2期高知県自殺対策行動計画」において、平成34年（2022年）までに自殺死亡者を100人未満にすること（平成28年の132人より約25%減少、自殺死亡率に換算：14.6）を目標に設定しました。

このような国や県の方針を踏まえ、本市の自殺対策計画における目標値としては、平成35年までに、本市の過去5年間（平成25年から平成29年）の平均自殺死亡率24.8（自殺者数年間平均約8人）を基準とし、これを概ね30%減少の17.4（同6人）以下とすることを目指します。

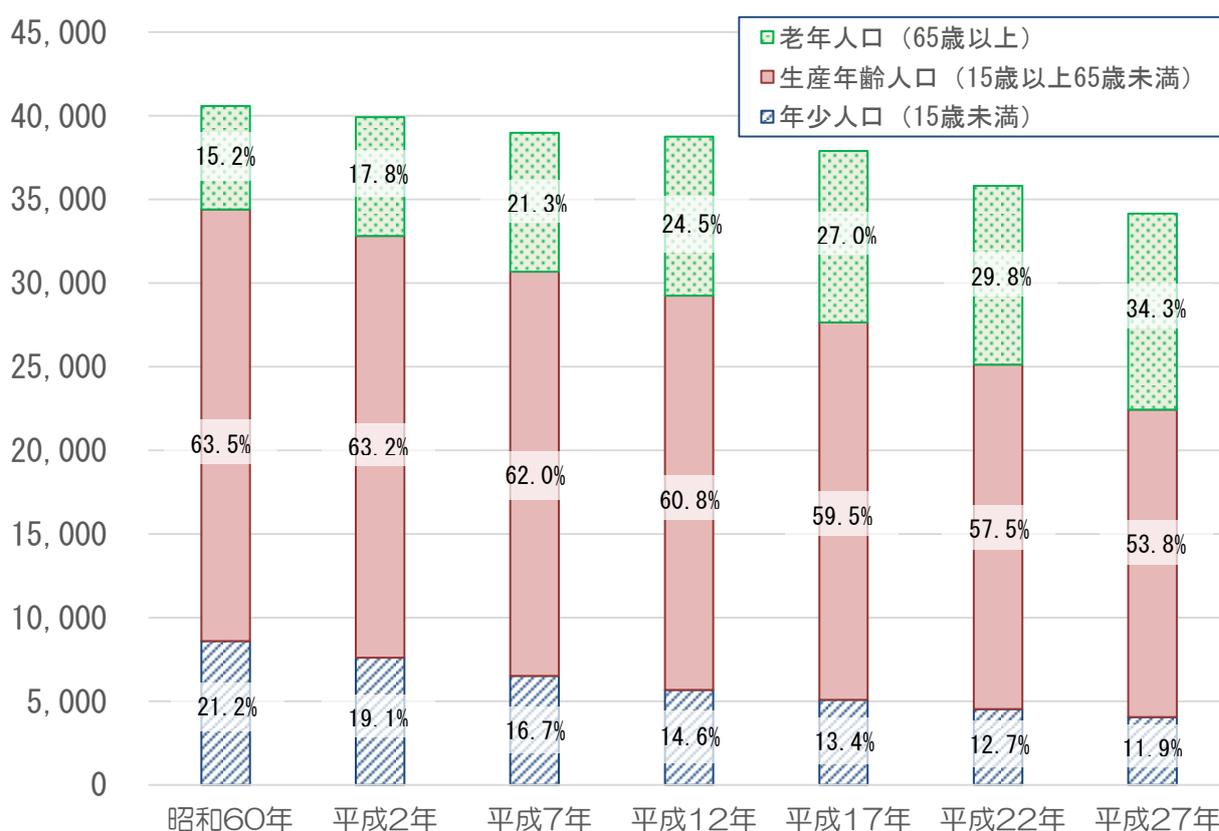
## 第2章 四万十市における現状と課題

### 1. 四万十市の概況

#### (1) 人口・年齢構造

四万十市の人口は、昭和60年の40,609人をピークに減少傾向が続いており、平成27年には34,313人となっています（国勢調査より）。少子高齢化は本市においても端的にみられ、人口がピークだった昭和60年の高齢化率15.2%に対し、平成27年では34.3%と2倍以上となっています（平成27年の高齢化率：全国26.6%、高知県32.8%）。

【図1】 人口・人口構成の推移（国勢調査：各年10月1日現在）



## (2) 自殺者数の推移

全国における自殺者数は、平成 24 年に 3 万人を下回り、以降は減少傾向にあります。また、高知県における自殺者数についても、平成 24 年まで 200 人前後で推移していましたが平成 25 年から減少傾向に転じています。一方、人口総数の少ない市町村単位ではわずかな自殺者数の増減で自殺死亡率（人口 10 万人当りの自殺者数）に大きな変動がありますが、四万十市においては、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の自殺死亡率は、平均 24.8 と、国・県と比較して高い水準となっています。

### ◆自殺者数、自殺死亡率の推移

自殺者数、自殺死亡率		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
四万十市	自殺者数	6	8	11	11	3	11	8
	自殺死亡率	16.6	22.3	30.8	30.8	8.4	31.4	23.0
高知県	自殺者数	207	198	177	163	114	136	117
	自殺死亡率	27.0	26.0	23.4	21.6	15.2	18.3	15.9
全国	自殺者数	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
	自殺死亡率	24.0	21.7	21.0	19.6	18.5	16.9	16.5

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

## (3) 四万十市における自殺の特徴

当市の自殺者の 5 年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分が「男性・60 歳以上・無職・同居」であり、次いで「男性・40～59 歳・有職・同居」、「女性・60 歳以上・無職・同居」と続きます。

高齢層の自殺割合が上位を占めているのは、高齢化率の高い当市の人口構造によるところもあると推測されます。また、割合は低く上位には入っていないものの若年層で自殺に至るケースも発生しています。

◆四万十市の主な自殺の特徴（平成 25 年～平成 29 年の自殺者割合の上位 5 位まで）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	11	25.0%	75.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	7	15.9%	46.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	5	11.4%	22.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 20～39 歳有職同居	3	6.8%	28.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5 位:男性 40～59 歳有職独居	2	4.5%	60.5	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

\*自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013 に基づき、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。

出典：地域自殺実態プロファイル（JSSCより提供）

◆自殺者における自殺未遂歴の状況（平成 25 年～平成 29 年）

自殺未遂歴	あり	なし	不詳
四万十市	11.4%	75.0%	13.6%
高知県	19.4%	62.9%	17.7%
全国	19.7%	61.0%	19.3%

出典：地域自殺実態プロファイル（JSSCより提供）

〔対策が優先されるべき対象群〕

- ① 「60 歳以上、無職、家族と同居」の自殺者の割合は男女とも 1 位となっており、合わせると全体の約 3 分の 1 を占める。
- ② 「40～59 歳、有職者、男性」の自殺者の割合が同居・独居を合わせると全体の約 20% を占める。
- ③ 全国的にも 50 歳以上の「男性」の自殺率が高く、四万十市も同様の傾向にある。

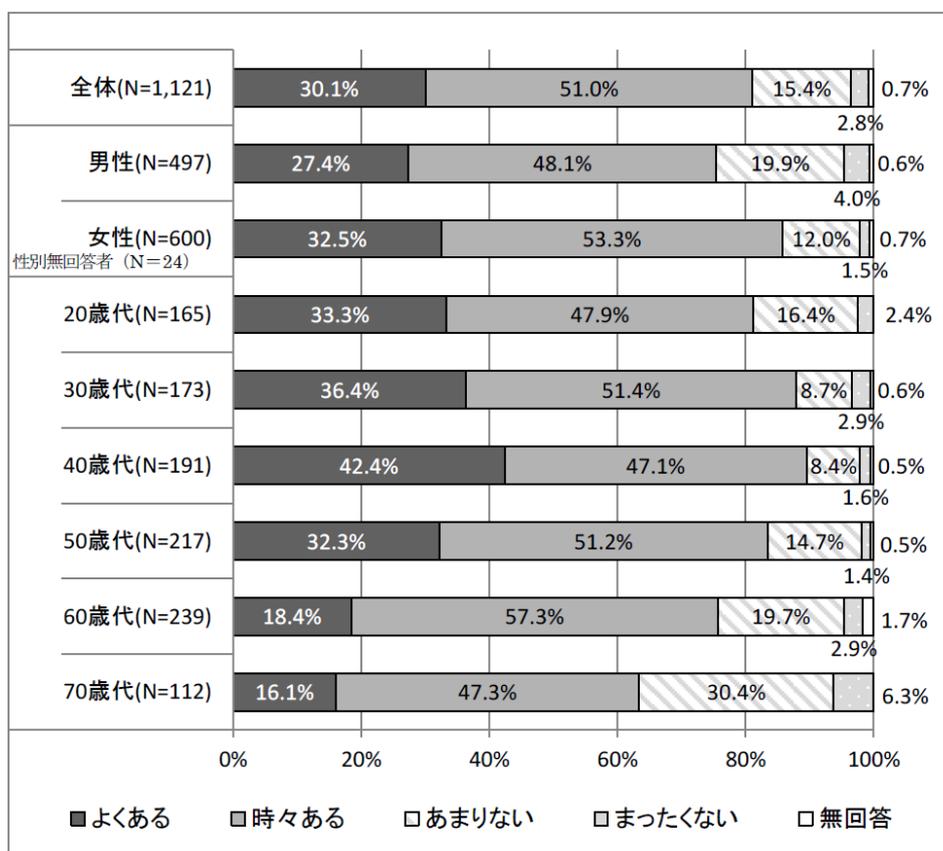
#### (4) 市民の心の健康に関する状況

平成 26 年度に実施した健康増進計画アンケート調査より、市民の心の健康に関する項目においては以下のような状況が見られます。

※アンケートの調査対象は、〔一般〕20 歳～74 歳の市民、〔児童・生徒〕市内の小学 5 年生及び中学 2 年生、〔幼児〕市内の保育所に通う 3 歳・5 歳児の保護者に対して行ったものです。

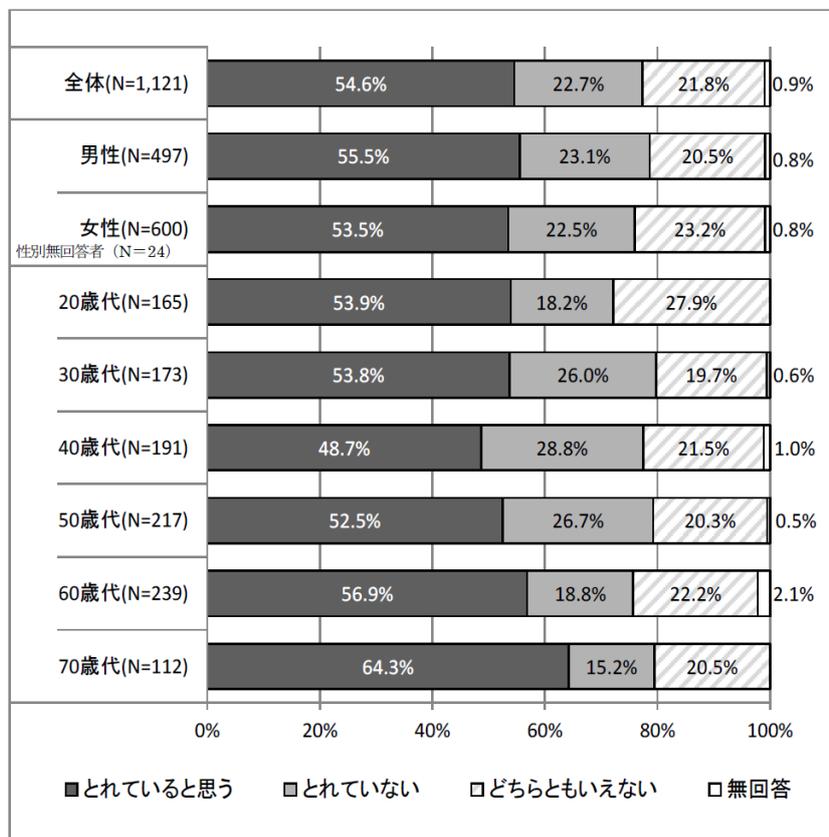
##### 「日頃の生活の中でストレスを感じることもあるか」・・・〔一般〕

全体では「よくある」30.1%、「時々ある」51.0%、「あまりない」15.4%、「まったくない」2.8%となっています。「よくある」と回答した方を年代別にみると、40 歳代で最も多くなっています。



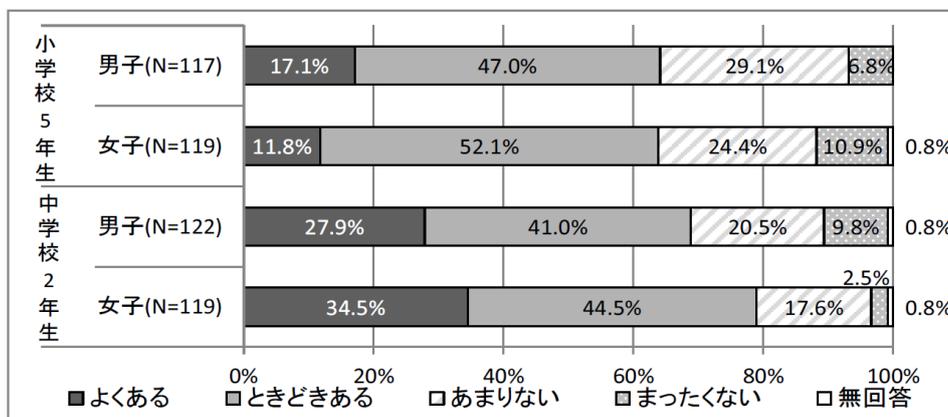
「睡眠や休養がとれているか」・・・〔一般〕

全体では、「とれていると思う」54.6%が最も多く、次いで「とれていない」22.7%、「どちらともいえない」21.8%の順になっています。40歳代で「とれている」と回答した方が最も少なく48.7%となっています。



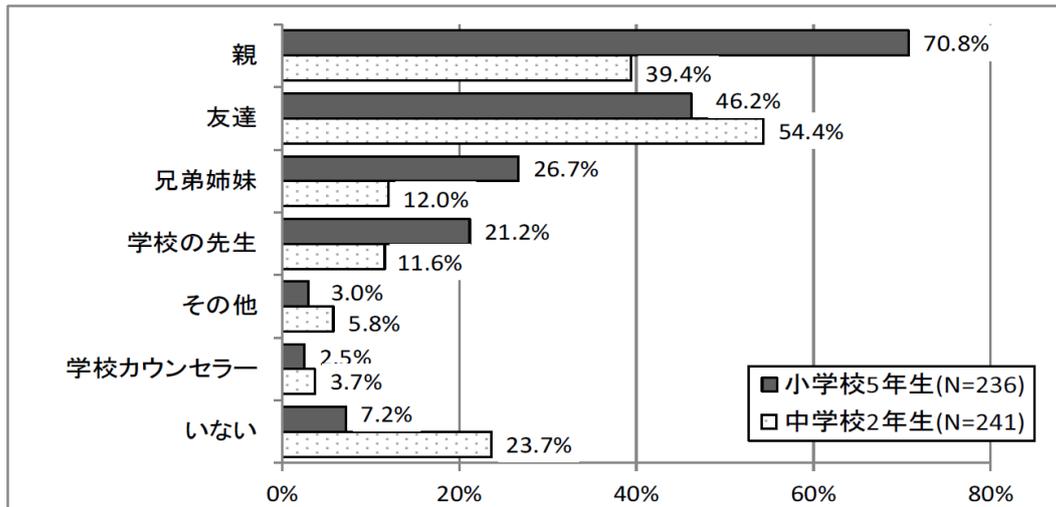
「イライラしたり落ち込んだりする頻度」・・・〔児童・生徒〕

イライラしたり落ち込んだりすることがある割合は「小学校5年生」に比べ「中学校2年生」のほうが高く、「よくある」と回答した方は「女子」34.5%、「男子」27.9%となっています。



「悩みを相談できる人がいるか」・・・〔児童・生徒〕

相談相手としては、「小学校5年生」では「親」が最も多く、「中学校2年生」では「友達」が最も多くなっています。「いない」と回答した方は、「小学校5年生」で7.2%、「中学校2年生」では23.7%となっています。



## 2. これまでの取組と課題

### (1) 研修会・啓発活動

相談窓口の普及啓発や研修会・啓発活動に取り組んできました。自殺に関する状況等を踏まえ、平成 27 年度には市民の方を対象に、子どもの心理発達の見点を踏まえた若年層の自殺に焦点を当てた研修を実施しました。また、平成 29 年度には、市内の小・中学校の教職員を対象に、教育関係職員が児童生徒の心の悩みなどの対応に必要な基本的知識や技術を習得するため、ゲートキーパー養成講座を開催しました。今後も、取組の評価・改善を行いながら、啓発活動を継続して行っていく必要があります。

#### ◆啓発活動の経過

事業名 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談窓口の普及啓発	○		○				
若年層自殺対策研修会					○		○
民生委員への研修会			○				

#### ◆若年層自殺対策研修会

開催日	内容等
平成 28 年 3 月 23 日	講演：「子どものこころの発達と思春期・青年期の自殺」
平成 30 年 1 月 15 日	ゲートキーパー養成講座：「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

### (2) 「心の健康」に関する相談体制

当市においては、平成 24 年度から、従来の統合失調症を中心とした精神障害者への支援に加え、発達障害、うつ状態、ひきこもり状態等にある人（障害認定の有無に関わらず、生活のしづらさを抱えている人）も支援の対象とし、「心の健康」の相談体制の充実に努めてきました。また、ニート、ひきこもり、発達障害などにより社会参加することに困難を抱えている若者等への支援を目指し、平成 23 年 9 月に保健、福祉、医療、教育、労働等関係機関からなる四万十市若者等支援地域連絡協議会を設立しました。協議会においては、研修やケース検討等を重ね、関係機関による支援体制のネットワークづくりや、困難事例への支援方針の検討などに取り組んできましたが、より実行力のある組織として見直すため、平成 28 年 3 月に解散に至りました。現在「心の健康」に関する取り組みは、関係機関の連携により支援・相談体制が続けられており、今後さらに実行力と継続性のある仕組みづくりに向けて見直しが必要となっています。

### 第3章 自殺対策の共通認識

国の自殺総合対策大綱を基に、本市では以下の認識をもって予防対策を推進していくこととします。

#### 1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、失業や、多重債務、長時間労働など、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、大事な人の死や社会的なつながりの減少といった孤独感・孤立感、生きていても役に立たないといった役割の喪失感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまうなどの過程が見られます。

国の調査等からは、自殺行動に至った人の直前の心の健康状態として、大多数が、様々な悩みから心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態や不眠状態に陥ったり、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、精神状態の面からも正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。このように、自殺という行為は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死である」という認識が重要です。

#### 2. 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的問題である

個人が自ら命を絶つ状況に追い込まれるまでの過程には、経済・生活問題などの「生きることを阻害する要因（自殺のリスク要因）」と同時に、「生きることを支える要因（自殺に対する保護要因）」が存在します。個人においても社会においても、この「生きることを阻害する要因」が「生きることを支える要因」を上回った時、自殺のリスクが高くなります。

◆自殺のリスクが高まっている状態のイメージ図

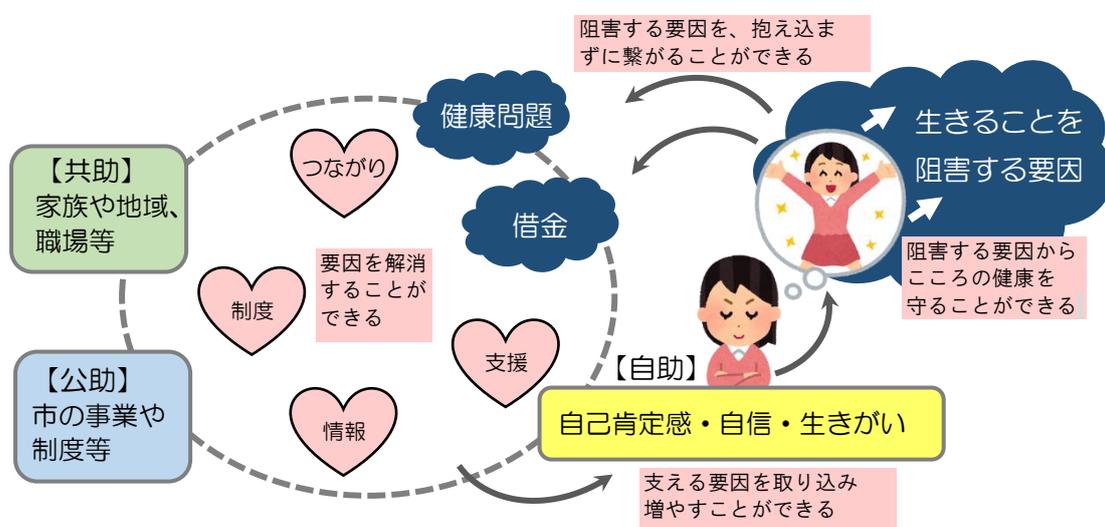


「生きることを阻害する要因」のうち、失業や多重債務、長時間労働等の社会的問題については、適切な制度や相談窓口につながるための支援体制を整えるなど、社会的支援により解決策が見つかる場合もあります。また、健康問題や介護負担などの、一見個人の問題と思われる要因であっても同様に、周囲の人が当事者の SOS に気づき、医療機関や介護保険制度など、適切な専門家や制度につなぐ支援を行うことができれば、個人が追い詰められることなく、解決の糸口や、その人の「生きることを支える要因」を増やすことにつながります。このように、自殺は、自助・共助・公助の、社会全体の努力で未然にそのリスクを低下させることができるものと言えます。

### 3. 自殺対策とは、生きることの包括的な支援

経済や生活に問題を抱え、「生きることを阻害する要因」の比率が増えていったとしても、それ以上に、自身の自己肯定感を支える人間関係や自分のことを支える生きがい等があれば、自殺という行為を回避できる可能性は高まります。つまり、自殺対策とは、「生きることを阻害する要因」を減らす取組みだけでなく、「生きることを支える要因」を増やす取組みも併せた、「生きることの包括的な支援」として推進していく必要があります。

◆「生きることの包括的支援」のイメージ図



### 4. まずはつながるきっかけ作りから

生きることの包括的支援は、自助・共助・公助の、各々の単独の努力だけでは推進することはできません。特に自助の面では、追い詰められた状況下等から SOS が出せない当事者が存在することも忘れてはいけません。

本計画では、自助・共助・公助のそれぞれが、「生きることを阻害する要因」に気づけるための広報活動・人材育成と、地域全体で「生きることを支える要因」を維持していくための連携強化に向けて、地域との連帯のもと推進していくこととします。

## 第4章 施策

### 1. 自殺対策における基本理念

本計画においては、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指して、状態が深刻化する前に当事者が適切な支援につながるができる体制づくりを行うため、「こころの健康づくり」や生きることを阻害する要因を抱えた人がSOSを発信しやすくするための「普及啓発活動」、身近な人の変化に気づき、適切な支援につながるまでのプロセスに関わることができる「ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上」と「関係機関の連携強化」に焦点を当て、以下のとおり計画設定をしました。

#### 【計画の基本理念】

##### 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して

##### 取組の3本柱

1

こころの健康づくりと自殺予防に関する普及啓発活動

2

ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上

3

関係機関の連携強化

## 2. 自殺予防のための取組

### (1) こころの健康づくりと自殺予防に関する普及啓発活動

自殺に対する正しい知識を普及するとともに、市民一人ひとりが自身や身近な人のこころの状況に気づき、SOSを出すことができるよう、メンタルヘルスや各種相談窓口などの普及啓発活動を行います。

#### 【取組の内容】

##### 住 民 （自助）

- 自分に合ったストレス解消法を見つけ、ストレスと上手に付き合しましょう。
- 自分のライフスタイルの中で休養をしっかり取るように心がけましょう。
- 自分のストレスがどんな形で現れるのかを学び、予防するように心がけましょう。
- 睡眠不足や睡眠の質の低下は日常生活にさまざまな影響を及ぼします。毎日の睡眠時間をしっかり確保しましょう。
- 普段から家族や周りの人に感謝の気持ちを持ち、言葉で伝えるように心がけましょう。

##### 地 域 （共助）

- 日頃から近隣や地域、学校、職場で声をかけあうよう心がけましょう。
- 地域や職場で、こころの健康について学ぶ機会を持ちましょう。
- 自殺に対する正しい知識を持ち、自殺を個人の問題ではなく、社会で取り組む問題と捉えましょう。

##### 市 （公助）

- 市の広報やホームページへの情報掲載、地域・学校・職場等における講座や研修を通して、こころの健康づくりや自殺予防に関する情報発信を行います。
- こころの健康づくりや自殺予防に関わる相談窓口の一覧を作成し、住民が個々のライフステージや抱える問題などに応じて、早期に適切な相談窓口につながることをできるようになります。

## (2) ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上

当事者やその家族の抱える SOS に気づき、その気持ちを受け止め、適切な機関につながるきっかけとなる人（ゲートキーパー）を、家庭や学校、職場・地域で増やすことができるよう取組を行います。また、様々な事情によって SOS が出せない心理的・社会的状況にある人への個別支援や地域づくりを行います。

### 《ゲートキーパーの役割とは》

- ・気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- ・傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- ・つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
- ・見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る



### 【取組の内容】

#### 住民（自助）

- ・悩みごとは家族や友人など身近な人に相談し、一人で抱え込まないようにしましょう。
- ・普段から SOS が出せる環境を整えておきましょう（携帯電話を持つ、SOS をキャッチしてくれる人を 1 人以上つくるなど）。
- ・身近な人に相談しづらい場合は、地域の相談窓口（民生委員等）や公的機関を頼りましょう。
- ・眠れない、集中できず不安が強いなど、こころの不調に気がついた時は医療機関等に早めに相談をしましょう。

#### 地域（共助）

- ・地域や職場で心配なことがあれば寄り合って相談ができる場を設け、声をかけあって交流を持ちましょう。
- ・家庭や地域、職場などで身近な人の SOS を察知した場合は、まずはゆっくりと話を聞きましょう。悩みごとはなるべく一人で抱え込まず、地域の相談窓口や公的機関に相談に行きましょう。
- ・地域や職場で、ゲートキーパーの役割を意識し、行動できる人を増やしましょう。

## 市（公助）

- ・子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた集いの場や、支え合う地域づくりについて支援を行います。
- ・虐待や、家庭内暴力、いじめやなど、強いストレスを受ける環境下で生活している市民の相談を受け付け、情報提供や各種資源との調整を行います。
- ・社会参加をしない状態が続いている子ども・若者・高齢者・その家族に対して相談を受け付け、情報提供や各種資源との調整を行います。
- ・研修等の機会を通して、自殺対策への理解を促し、ゲートキーパーの役割を担える人材を増やします。

### （３）関係機関の連携強化

地域の関係機関が自殺対策の意義と目標を共有し、共同して当事者支援を行うための関係づくりや、情報共有を通じた課題整理を行います。

#### 【取組の内容】

## 市（公助）

- ・様々な事情から経済的に困窮し、生活苦を背景に自殺に至ることを防止するため、庁内の関係機関で情報共有を行い、協働して支援を行います。また、対象者を適切な専門機関につなげるため、地域の関係機関との連携に努めます。
- ・児童虐待、高齢者虐待等に対して、庁内外の関係機関が、課題の共有と再発防止に向けた取組について協議する場を設けます。
- ・地域の関係機関が参加する「四万十市自殺対策連絡会」を年に 1 回開催し、計画の進捗や現状の課題整理を行います。

## 第 5 章 計画の推進体制

### 1. 庁内における推進体制

自殺予防やその対策について、庁内関係各課が共通認識を持ち、情報共有を図りながら個別支援や関係事業に取り組むとともに、庁内におけるゲートキーパーの養成への協力等、協働・連携しながらこの計画の推進を図ります。

### 2. 関係機関・団体等との連携

「四万十市自殺対策連絡会」を年に 1 回開催し、計画の進捗や現状の課題整理を行います。また、日頃の取組の中でも、相互に共同し、地域における自殺対策の総合的な推進を図ります。

## 四万十市自殺対策連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の基本理念に基づき、関係機関及び団体等が共通認識を持ち、連携及び協力し総合的な自殺対策を推進するため、四万十市自殺対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺予防対策としての生きる支援に関すること
- (2) 各関係機関及び団体等の役割と連携協力に関すること
- (3) 自殺予防のための啓発・広報等に関すること
- (4) その他自殺対策に関すること

### (組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる機関及び団体等で構成する。

- 2 構成員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、同一機関又は団体等において、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (構成員の身分の扱い)

第4条 この連絡会の構成員は、それぞれの機関及び団体等の自殺対策の目的と役割に基づき、それぞれの身分と経費の負担をもって連絡会に参加するものとする。

- 2 福祉事務所長は、四万十市自殺対策連絡会構成員名簿を作成する。

### (会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長各1名を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 連絡会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉事務所において処理する。

### (委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、平成30年12月26日から施行する。

### (最初の会議の招集)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初の代表者会議の招集は、市長が行う。

別表第1（第3条関係）

区分	構成機関・団体等
医療機関	渡川病院 相談支援室長
警察署	中村警察署 刑事生活安全課生活安全少年係長
消防署	四万十消防署 警防第一係長
生活困窮者支援機関	若者就労支援センターつながるねっと 代表理事
権利擁護支援機関	高知県司法書士会 会長
〃	法テラス中村法律事務所 代表
地域相談窓口	四万十市社会福祉協議会 事務局長
〃	中村地区民生委員児童委員協議会 会長
〃	西土佐地区民生委員児童委員協議会 会長
関係行政機関	幡多福祉保健所 健康障害課長
〃	総務課長
〃	健康推進課長
〃	子育て支援課長
〃	高齢者支援課長
〃	学校教育課長
〃	市民・人権課長
〃	福祉事務所長
〃	西土佐総合支所保健課長

【自殺対策計画や心の健康に関するお問合せ】

## 四万十市福祉事務所

〒780-8501

高知県四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地

(T E L) 0880-34-1120 (福祉事務所社会福祉係)

(F A X) 0880-34-1880

(メール) [fukusi@city.shimanto.lg.jp](mailto:fukusi@city.shimanto.lg.jp)